令和３年度第１回豊田市国民健康保険運営協議会【書面による開催】

議事録（書面審議回答書とりまとめ結果）

審議期間

令和３年８月５日（木）～８月１８日（水）

書面審議の状況

委員 17 名全員から回答があり、協議会の成立を確認しました。

被保険者代表	城戸よしみ 宇野　忠男	黒川　照明 関口　哲男	鈴木みさ子
被用者保険代表	山本　広道	笹山　秀彦	
保険医薬剤師代表	伊藤　直史 福岡　保芳	髙橋　昌久 吉田　哲也	近藤　栄治
公益代表	幸村　的美 小澤　尚司	梅村　康子 藪押　光市	阪峯　秀明

（敬称略）

Ⅰ　財政運営・改正

【協議事項】令和４年度豊田市国民健康保険税率等について（資料１～７ページ）

ご意見・ご質問等

No.1

委　員　将来的に保険税率を上げる場合、急激な引き上げにならないように、やはり配慮して欲しい。各家庭の負担が少しでも少なくなるような工夫が必要と考える。

事務局　必要に応じて保険税率を引き上げる場合においても、急激な引き上げとならないよう、引き続き配慮いたします。同時に、国・県の交付金を最大限に活用するなど、更なる財源確保に努め、被保険者の皆様の負担増が最小限となるよう努力していきます。【国保年金課】

No.2

委　員　コロナ感染拡大が長期化し、市民の暮らしへの影響は深刻さを増している。少しでも市民の負担軽減を図るため、税率引き上げを見あわせる方法はないものか？

１・２ページ　１（３）（４）

均等割の計算には子供の数も入っている。この場合、応益割に対し応能割の比率を上げると収入に対する負担率が下がることになりませんか？そうなら子育て世帯や一人親世帯の負担軽減になり、子育て支援

になると思うのですが。

２ページ　１（５）

想定外のコロナ緊急事態なので、激変緩和措置５年を延長できないですか？

３～５ページ　２

予測不能なコロナ緊急事態のもとで、基金の重要性は増しており、できるだけ多くの積立てをしてもらいたい。

事務局　１（３）（４）：子どもの均等割について

子ども（未就学児）にかかる均等割につきましては、国の基準に基づき令和４年度課税分から軽減を実施予定です。【国保年金課】

１（５）：激変緩和措置の延長について

県の激変緩和措置については、国の方針に沿って令和５年度で終了する予定とされています。豊田市では、被保険者の皆様の急激な負担増を避けるために市独自の激変緩和措置を講じて、県の措置が終了した後も必要に応じて激変緩和に対応していく予定です。【国保年金課】

２：基金積立について

都道府県単位化後は、市単独では基金積立の財源となる決算剰余金が生じにくい仕組みになりました。積立する場合、主に一般会計からの法定外繰入金を財源にすることとなりますが、一般会計からの法定外繰入金を活用することは、国民健康保険の被保険者以外の方にとっては健康保険料や税の二重払いとなるとの意見もあることから、基金積立のための繰入は必要最小限とする必要があります。引き続き、基金必要額を慎重に見極め、必要な規模を維持できるよう努めます。

【国保年金課】

No.3

委　員　３ページの「令和４年度保険税率の見直しを検討する上での今後の主な論点」に関し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の答申から状況が変化していると考えられる。（１）の中長期の見通しでは、令和９年度においても１９５百万円の不足額を見込んでいるが、この不足額を０に近づけるため、令和４年度以降で再調整する必要があるのではないかと考えます。令和元年度答申では「８年間程度」という表現となっていることから、たとえば 10 年間を目途という考え方もありますが、延長した分一般会計への負担が増えることとなります。

事務局　中長期の見通しについては、対象期間が長く、もともと変動要因が多いことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮する必要が生じるなど毎年度状況が変わっています。毎年度必要な推計をし直すとともに、一般会計への負担と不足額を適正な規模とするため、引き続き変動要因を詳細に分析・推計し、健全かつ計画的な財政運営を目指します。

【国保年金課】

No.4

委　員　「令和２年度から９年度の８年間をかけて、緩やかに引上げを実施する」との令和元年度の答申内容に基づいて、令和２年度及び３年度の保険税率は引上げを実施してきた。
特に、昨年の協議会ではコロナ禍の中でもこの方針に基づいて引上げを答申したことから、それ以上の状況変化がない限りは、この方針に沿って今後も進めるべきである。

事務局　令和２年度の協議会では、コロナ禍という経験のない要因を踏まえた困難な状況下で審議・答申をいただきました。令和３年度の審議においても、コロナ禍という特殊要因の影響を注視しながら、一方で、保険料（税）水準の県内統一の動きを踏まえて現行の保険税率の設定状況を勘案し、令和２年度の答申内容を基本とした議論をお願いしていく予定です。
【国保年金課】

【報告事項１】豊田市国民健康保険特別会計の運営状況について

１　令和２年度決算見込み（資料８ページ）
ご意見・ご質問等

No.5

委　員　保険者努力支援制度への取組強化をお願いします。

事務局　保険者努力支援制度の支援金は、国民健康保険事業費納付金を支払うための貴重な財源と認識しています。毎年新たな指標が提示され、既存の指標もより高い目標として設定されるため、日常の取組を確実に実施し、取りこぼしのないよう確実に得点を獲得してまいります。【国保年金課】

２　令和３年度当初予算（資料９ページ）
ご意見・ご質問等

No.6

委　員　歳入の部において、繰入金が 10%を占めている。その中で毎年基金残高等の減など、繰入金の減少が今後も想定される場合、国民健康保険財政運営に支障が生ずる恐れが懸念される。したがって、保険税率の上昇も将来にわたりやむを得ないと思われる。しかしながら、その対策として保険税を上げることばかりでなく特定健康診査の充実そして非常に難しいと思われますが、医療機関等の税制負担の一部見直しを図るなど大局な考えも必要と思われる。

事務局　保険税の上昇抑制のために、必要額を保険税の引上げのみで確保するのではなく、引き続き、収納率の向上や国・県の交付金などの歳入の確保と、特定健康診査をはじめとした保健事業を通じた健康づくりの推進による歳出の削減を両輪とした財政運営を行ってまいります。
【国保年金課】

【報告事項２】その他改正等について

1　国民健康保険税率等の改正（資料 10 ページ）

ご意見・ご質問等

なし

2　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る減免の状況（資料 11 ページ）

ご意見・ご質問等

No.7

委　員　新型コロナウイルス感染症の影響がＲ２～Ｒ３年においては収入の減少者も増加していると考え、対処していく必要はあると考える。

事務局　新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年度と比べて令和３年度の課税所得が減少した人は少なくないと認識しています。国保税は前年の所得に基づいて計算されるため、所得が減少した人は国保税額も少なくなりますが、なお納付が困難な人には当該減免制度だけでなく、従来の減免制度を適用するなど、きめ細かな対応を行っています。【国保年金課】

No.8

委　員　昨年コロナ対策の減免制度が創られ、たくさんの申請があったことは、数字のデータをみてわかった。
今年もこの制度が延長されて良かったが、収入減少基準が昨年と同じ前年比 30%以上となっている。これはコロナ前の一昨年と比べると、累積減少率は 51%以上となるのではないか？これでは基準が厳しすぎるのではないか？市独自で追加の支援を検討してはどうか？

事務局　当該減免制度については、国の基準に沿って基準を定めています。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、基準が厳しいのではないかというご指摘があることは承知していますが、No.7 の回答と同様に、国保税は前年の所得に基づいて計算されるため、所得が減少した人は国保税額も少なくなること、なお納付が困難な人には従来の減免制度を適用していることから、市独自で追加の支援をすることは考えていません。【国保年金課】

3　傷病手当金の状況（資料 12 ページ）

ご意見・ご質問等

なし

Ⅱ　保健事業

【報告事項】第２期データヘルス計画及び第３期特定健康診査等実施計画の取組状況について（資料 13～17 ページ）

ご意見・ご質問等

No.9

委　員　特定健康診査率が向上したことは努力の成果と考える。ただ、40～49 歳の受診率が低いので、高める工夫が必要では！

事務局　前年に国保に加入した人に対しては、全員に勧奨はがきを送っていますが、40・50 代は、転職の際の一時期国保に加入し、すぐに社保に代わる人が多く、(１年以内で離脱する割合は３０％以上)対策が取りにくい状況があります。

なお、若年世代の受診率が低いのは、他市町村も同様の傾向にあります。

【保健部総務課】

No.10

委　員　コロナの影響によると思われる特定健診等の受診控えはどんな状況ですか？この影響をどう見ていますか？どんな対策を検討していますか？

事務局　令和２年度は第１回目の「緊急事態宣言」が発令（４月 11 日～５月 31 日）されたことにより、健診を中止したため、その間の受診者数が大きく落ち込みました。その後も、まん延状況に応じて緊急事態宣言や愛知県独自の厳重警戒措置等が発令されましたが、健診は不要不急案件に当たらないこととして実施していました。医療機関の働きかけにより、最終的な受診者数は、20,273 人で前年から 3,123 人減少に留まりました。

令和３年度は、まん延防止等重点措置、愛知県独自の厳重警戒措置等が切れ目なく発令されていますが、健診は通常通り実施しています。４月から７月までの受診者は図１のとおりです。令和元年度 6,970 人、令和２年度 3,654 人（前年比 52.4%）、令和３年度 5,291 人（令和元年度比 75.9%）です。

問い合わせ等で聞かれる市民の声は「ワクチンと健診とどちらを先に受けたらよいか」「ワクチンを先に受ける」といったものが多く、ワクチン接種の影響が少なからずあると考えられます。

今年度の受診率向上のための対策としては、はがきによる受診勧奨を行います。６月末に１回目の勧奨を実施しました。２回目の受診勧奨は緊急事態宣言等の発令状況を見ながら、９～10 月頃を予定しています。

【保健部総務課】

図１

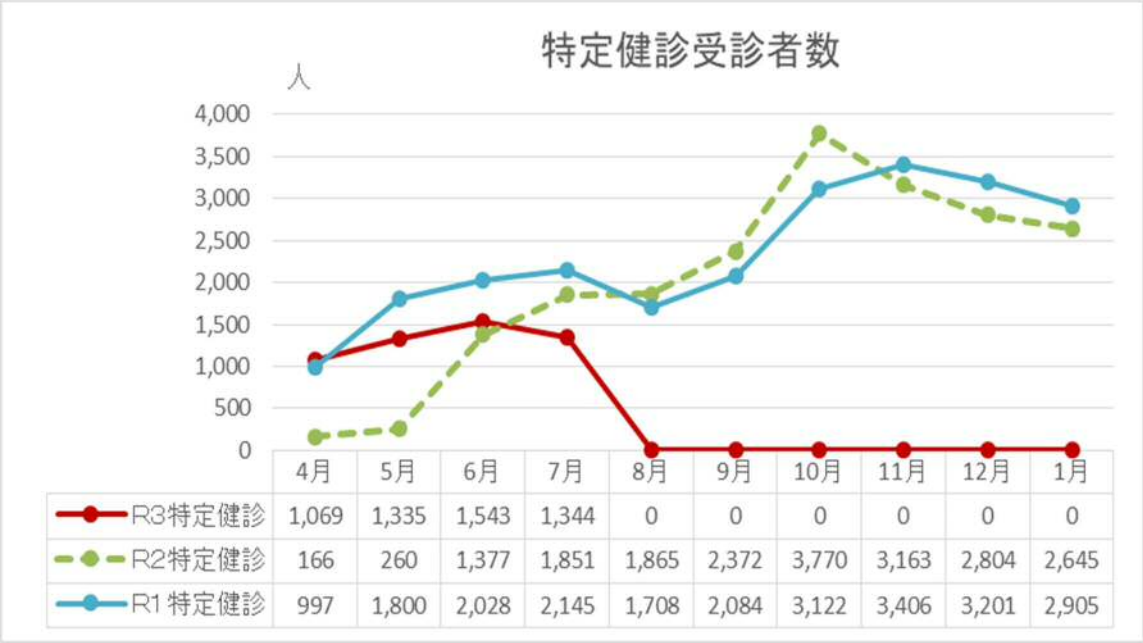

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
R3特定健診	1,069	1,335	1,543	1,344	0	0	0	0	0	0
R2特定健診	166	260	1,377	1,851	1,865	2,372	3,770	3,163	2,804	2,645
R1 特定健診	997	1,800	2,028	2,145	1,708	2,084	3,122	3,406	3,201	2,905

No.11

委　員　令和元年度特定保健指導実施率が前年度から大きく落ち込んでいるが、その理由はどのように分析しているのか？注書きの受講勧奨を２月以降実施していないことの影響は令和２年度に出現し、令和元年度実績は新型コロナウイルスの影響をほとんど受けないものと考えるが。

事務局　例年、健診受診者数は 10 月がピークとなり、10 月健診受診者には 12 月ごろに結果表と特定保健指導の案内が届きます。そのため、特定保健指導は例年 12 月ごろより実施人数が伸びてくる傾向があります。

令和元年度の特定保健指導の申込みは令和２年３月まででしたが、１月ごろより新型コロナウイルス感染症の影響が出始め、２月には外出控えの傾向が顕著になってきました。

特定保健指導も、２月に運動教室を２回実施予定から１回に減らし、積極的な受講勧奨も控え、さらに申込みのキャンセルなどもあり、平成 30 年度より大きく実施数を減らしました。

1～3 月の実施者数のみでも、平成 30 年度との比較で積極的支援は 35%(9 人)、動機付け支援は 30%(53 人)減少しており、特に３月の実施人数は積極的支援では 39%(5 人)、動機づけ支援では 49%(41 人)と大幅に減少し、これが全体の実施率を大きく下げた原因だと分析しています。【保健部総務課】

図２

図３

No.12

委　員　一部の後発品メーカーの不祥事により、医薬品の供給不安定な状況が生じています。ジェネリック医薬品を希望されても、供給できない場合があることをご承知おき下さい。

事務局　後発医薬品の使用促進については、国から保険者が積極的に取り組むべき項目とされていますが、治療上適さないケースがあることは認識しておりました。引き続き、治療に支障がなく、可能な範囲でのご協力をいただければ幸いです。【国保年金課】

No.13

委　員　2019 年度の実績で、特定健康診査受診率が伸びているのに、特定保健指導実施率が大きく下げた理由について、どう分析しているのでしょうか？

事務局　特定健診は 1 月で実施終了であり、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響はほとんどなかったと考えられますが、特定保健指導は 3 月まで受付をしており、さらに、1 月から 3 月の実施数が例年だと全体の 5～6 割を占めていることが原因と考えられます。【保健部総務課】

No.14

委　員　特定保健指導実施率が低下しているなど、コロナ感染防止の影響はあると思いますが、対策が必要と考えます。特にコロナについてはすぐに収束するとは考えられませんので、そうした中でどのように進めていくかを検討・報告いただければと思います。

No.15

委　員　特定保健指導について。新型コロナウイルス感染症対策の影響とはいえ特定保健指導実施率が 18.5%から 10.4%と減少している。愛知県全体では、ほぼ横ばいの状況であることから、何らかの対策を講じる必要があると思われるがお考えをお聞きしたい。

事務局（No.14・No.15 共通）

令和 2 年度より、特定保健指導は新型コロナウイルス感染症対策として、原則個別支援で実施しており、令和 3 年度も現在のところは同様に実施しています。

緊急事態宣言が発令されていないときに受講勧奨を実施するなど、実施率向上のための対策は実施していますが、対象者から新型コロナウイルス感染症が心配で受講できないなどの声が聞かれ、受講に対して消極的な傾向があります。

今後は特定健診と特定保健指導の同時実施や ICT の活用など、すぐには困難ではありますが、より利用しやすい教室にしていくように検討する必要があると考えています。【保健部総務課】

Ⅲ　滞納削減

【報告事項】国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について（資料 18～20 ページ）

ご意見・ご質問等

No.16

委　員　滞納世帯数については、市の努力の成果もあり減少している。しかし、今以上に減少する努力は必要。理由不明の滞納者が 36.12%もあるということは、納めている人から考えれば不公平感が強い。今後の滞納者の減少については、重要な努力課題と考える。

事務局　電話や文書による催告に応答がない滞納者については、引き続き早期の財産調査及び判明した財産に対する差押えに努めていきます。【債権管理課】

No.17

委　員　滞納世帯は毎年同率で推移していると思われる。この世帯は同世帯なのか、同世帯であるならば何らかの措置をしなければ同じような状況になると思われる。

したがって、滞納理由を明確に調査し、正当な理由がない場合、保険証の交付及び差し押さえなど厳しい措置をしないと不公平感が生ずると思われる。

事務局　毎年滞納を繰り返す世帯も多くあります。滞納理由については、それぞれの世帯における収支の状況や生活状況を聞き取り、支払能力に応じた対応をしています。その中で、正当な理由が無い、接触の機会が無い等の滞納者については、速やかに財産調査に移行し、判明した財産があれば差押えを行っています。【債権管理課】

滞納世帯の割合は、近年、減少傾向にあります。滞納世帯の保険証の交付については、滞納がない世帯との負担の公平性を確保するために、短期被保険者証（有効期間６か月）を交付し、納税相談の機会を確保しています。【国保年金課】

No.18

委　員　各種の報道を見ていると、コロナ長期化のもとで、収入減少、失業、事業不振の滞納が更に増えるのではないかと危惧している。こうした場合の相談には思いやりのある対応をお願いしたい。

また、一人親世帯の例がマスコミでも取り上げられるが、負担軽減の施策として、国保税均等割減免制度を創設してはどうか。

事務局　納付が困難な滞納者については、より積極的に各種猶予制度をご案内し、支払能力に応じた分割での納付を進めていただけるように努めていきます。【債権管理課】

コロナの影響に限らず、納付が困難な人の相談には、減免制度や納税方法の案内など、状況を詳細に聞取りながら、きめ細かな対応を行ってい

ます。
　また、ひとり親世帯の国保税均等割に係る減免制度については、すでにひとり親世帯の減免制度があること、子どもの均等割の軽減制度を実施予定（No.2 の回答（１（３）（４）：子どもの均等割について　参照）であることから、新たな制度の創設は考えていません。【国保年金課】

No.19

委　員　引き続き収納率向上に努めていただきたい。今回質問することではないが、参考までに令和元年度の下落要因についてご教示願いたい。

事務局　収納率向上については、様々な取組を通して数値が上がってきており、引き続き向上に努めていきます。
　令和元年度の下落は、直接的にこれという要因の特定が難しいですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度末に滞納削減の取組が十分に行えなかったことなどが考えられます。【債権管理課】

No.20

委　員　ごくろうさまです。

事務局　今後も各滞納者の支払能力を正確に見極め、引き続き滞納削減に努めていきます。【債権管理課】

No.21

委　員　現年度収納率が向上したのは、民間委託による催告の実施が効果があったのでしょうか？もしそうであるとしたら、今迄のやり方とどこに違いがあると分析していますか？又、収納額のアップと民間委託の費用について、費用対効果をどのように捉えていますか？

事務局　民間委託により、新たにＳＭＳ（ショートメッセージサービス）による催告を始めました。当該業者は他市の催告業務も受託しており、そのノウハウを活用した催告を実施したことが効果的だったと考えています。
　また、職員から委託への切り替えによる人件費の削減や、昼時間帯での催告の実施による徴収額の増加など、委託料と比較して費用対効果は大きいと考えています。【債権管理課】

No.22

委　員　収納率が上っていることは喜ばしい事です。努力の賜です。

事務局　今後も各滞納者の支払能力を正確に見極め、引き続き滞納削減に努めていきます。【債権管理課】

No.23

委　員　19 ページの２　令和２年度の取組実績の（１）～（４）に対する世帯数（実績数）は何件ですか？

事務局　（１）民間委託による催告
　　催告対象者リストを作成し、1,937 世帯に催告を実施しました。

【債権管理課】

（２）口座振替の勧奨

主に加入手続の際に、口座振替の登録がない世帯には勧奨を行っています。勧奨の結果、新たに振替を申し込んだ世帯は 3,837 世帯でした。【国保年金課】

（３）短期被保険者証の交付前の呼出し

令和２年度は、1,546 件（８月：993 世帯、２月：553 世帯。重複あり。）に呼出し通知を送付しました。【国保年金課】

（４）差押

国民健康保険税を含む滞納に対して 1,020 件の差押を実施しました。【債権管理課】